



患者さんの権利を守るために

市立砺波総合病院の取り組み

副院長 清原 薫



自己決定の権利

「どの治療にするか自分で決めてください」「医師にこのように言われて戸惑ったことはありませんか。以前は医師から「この治療をします」と言われたら、多くの患者さんは「お任せします」と答えていました。しかし最近では医師が患者さんに治療方法を説明したうえで患者さんの選択などにより決めてもらうことが多くなりました。

なぜ医師は患者さんに決めてもらうようにするのでしょうか。

それは「患者さんには自分のことを自分で決める権利（自己決定権）がある」という考えに基づいています。

「権利」というと難しく考えてしまってもいいかもしれませんが、例えば患者さんが「もう年だからこんな治療は受けたくない」と言うことも強要できないように、自己決定権というものは、あたりまえに認められてい

る権利なのです。

しかし患者さんは自分の気持ちを医師に伝えられないことがあります。そのような場合、医師は、患者さんが自分の意思を伝えられるよう配慮することで患者さんの自己決定権を守らなくてはなりません。

自己決定権については1981年世界医師会が採択された「リスボン宣言」の中に次のような条文があります。「患者は、自身自身に関する自由な決定を行うための自己決定の権利を有する」

また、当院も病院憲章で「患者さんの権利を尊重します」と表明しています。

このことから医師は患者さんに「どの治療にしますか？」と尋ねているのです。

生活や人生に配慮した医療

治療方法を自己決定する時、どのようなことを大切にして考えればよいのでしょうか。英語に「life」という単語があります。これは日本語で「生命」「生活」「人生」な

どと訳されています。英語圏の人にとって「生命」と「生活」「人生」は同類のものです。実際、患者さんの生命と向き合う医療は、その結果によっては患者さんの生活や人生を変えてしまうこともあるので、これらに充分配慮しなければなりません。

しかし、今どのように生活し、今後どのような人生を送りたいかは一人ひとり異なります。このため治療方針を決める時には患者さんに尋ねる必要があるのです。そして「今後どのような生活を送りたいか」が治療方法を決める時に大切になります。

自己決定を支援する体制

自己決定と言われても、病状などの説明を聞いた時には気持ちが動揺しているうえ、家族や仕事のことも考えると、どうしたらよいか分からなくなることが多いと思います。当院では、そのような患者さんを支えるため、「患者総合支援センター（おあしす）」「がん相談支援センター」「看護外来」などを設け、看護師、薬剤師、ソーシャルワーカー、事務職員などがそれぞれの専門性を活かし、生活や仕事のことも含めて親身に相談に応じています。

医学の進歩により治療の選択肢が増え、患者さんが治療方法の選択に迷うことが多くなりましたが、これからも患者さんに寄り添いながら、自己決定を支援し、患者さんの権利を尊重してまいります。